

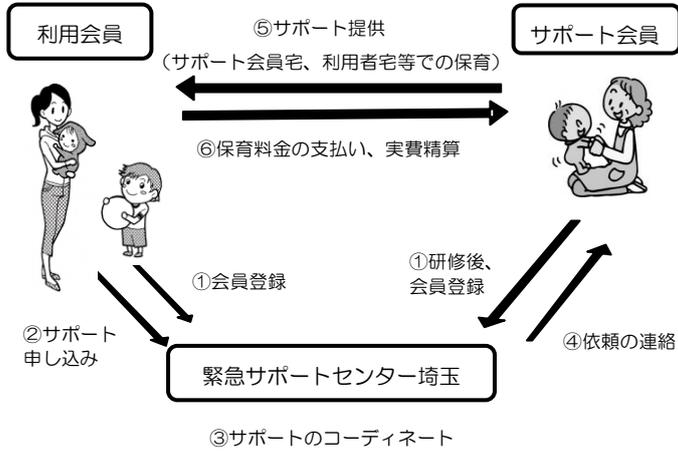
病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、急を要する預かり

入間市子育て緊急サポート事業

会員登録・利用の手引き

緊急サポートセンター埼玉の活動

「緊急サポートセンター埼玉」では、入間市からの委託を受け、病児の預かりや宿泊を伴う預かりに対応する「子育て緊急サポート事業」の運営を行っています。



緊急サポートの仕組み

子育てのお手伝いをして欲しい方（利用者）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となって、双方の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の助け合い活動です。
緊急サポートセンターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようお手伝いします。

利用会員になるには

※ご利用には会員登録が必要です。会員登録はホームページからできます。

①「緊急サポートセンター埼玉」で検索

緊急サポートセンター埼玉

検索

②お住いの地域をクリック
お住まいの地域の会則、手引きをお読みください。

③入会申し込みフォームを入力して送信。

④登録完了！



入間 QR

※ご登録前でも利用はできますが、お預かりに必要な事項を詳しくお聞きますのでお時間を頂く場合があります。

こんな時ご利用ください

- ・お子さんが風邪や発熱で保育施設に預けられない時
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時
- ・宿泊を伴う子供の預かりが必要な時 ※病児の宿泊は行えません
- ・保育施設からの急な呼び出しがあった時
- ・当日など急を要する時
- ・その他育児に関わる援助が必要な時 等



【問合せ先】

運営団体：特定非営利活動法人病児保育を作る会

緊急サポートセンター埼玉

TEL:048-297-2903 (受付時間：7:00~20:00)

E-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスII 102

預かり場所

- ・利用会員宅、サポート会員宅、等

預かり対象年齢

- ・0歳～小学校6年生まで

預かり人数

複数のお子さんの預かり可。

サポート会員さんと相談の上決定します。

但し、病児・病後児の預かりは原則サポート会員1人にお子さん1人まで。



サポート会員について

保育、看護、救命救急等の講習（24時間）を受講された子育て経験のある子供の好きな有償ボランティアです。

資格をお持ちの方もおりますが、ほとんどは一般のご家庭の方です。

専門家ではありませんので 医療器具（吸入器、酸素など）を使った援助についてはご相談下さい。

保育料金について

※保育終了時にサポート会員へ直接、手渡して頂きます

- ・基本時間：8：00～20：00 1時間 1,000円
- ・基本時間外：20：00～8：00 1時間 1,200円
- ・宿泊：18：00～翌日9：00まで 1泊 10,000円

下記の基準で算出します。

★1. 保育料金の算出時間について

- 1) サポート会員宅で援助活動を行う場合
援助活動を開始した時から児童を引き渡した時までの時間。
- 2) サポート会員宅以外で援助活動を行う場合
サポート会員がサポート会員宅等からお子さんを引き取る場所までの移動時間、お子さんを保護者に引き渡した場所からサポート会員宅等に戻るまでの移動時間は援助活動時間に入ります。
- 3) 援助活動が、開始から1時間に満たない場合であっても料金1,000円より発生します。
- 4) 1時間を越える分については、1分～15分までは15分として計算、16分～30分までは30分として計算、31分～45分までは45分として計算、46分～60分までは1時間として計算します。

★2. 移動交通費やその他実費について

- 1) 各公共機関を利用した場合は実費を利用会員がサポート会員に支払います。
- 2) 自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。
- 3) その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。
- 4) 実費の支払いについては、援助活動終了時にその都度利用会員がサポート会員に支払います。

★3. キャンセル料について

- 1) 活動予定日の前日、または当日のキャンセルの場合に発生します。
キャンセル料は1000円。
- 2) 宿泊についても同様となります。また、宿泊依頼のキャンセル料は3,000円がかかります。

※無断キャンセルについては、宿泊以外は予約時間分の料金、宿泊は10,000円となります。

※兄弟の複数人数の預かりに関しては2人目から半額になります。

●基本料金(時間8:00~20:00) 1時間 - ¥1,000

	子どもの人数	00分	15分	30分	45分
1時間(1時間未満は1時間00分と同じ)	1人	¥1,000	¥1,250	¥1,500	¥1,750
	2人	¥1,500	¥1,875	¥2,250	¥2,625
	3人	¥2,000	¥2,500	¥3,000	¥3,500

●基本時間外(時間20:00~8:00) 1時間 - ¥1,200

	子どもの人数	00分	15分	30分	45分
1時間(1時間未満は1時間00分と同じ)	1人	¥1,200	¥1,500	¥1,800	¥2,100
	2人	¥1,800	¥2,250	¥2,700	¥3,150
	3人	¥2,400	¥3,000	¥3,600	¥4,200

●宿泊料金(時間18:00以降より翌日9:00までで適応)

	人数	料金	備考
一泊	1人	¥10,000	食事、お風呂などの料金は含まれています。
	2人	¥15,000	
	3人	¥20,000	

●●● 利用するには ●●●
(※登録前でも利用できます)

①センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。

TEL048 - 297-2903

受付時間：7：00～20：00 ※土日祭日も繋がります。
(年未年始 12/29～1/3 休み)

*

②「緊急サポートセンター埼玉」で検索。

ホームページから利用フォームをセンターに送信。

※病児・病後児のお預かりの場合は

利用フォーム1、利用フォーム2、利用フォーム3、利用フォーム4

※病気以外の預かりの場合は

利用フォーム1、利用フォーム2、利用フォーム3 を送ってください。

※登録時に入会申込フォームと一緒に、
利用フォーム2、利用フォーム3
を事前に送信しておく、急いで
利用したいときに時間が節約できて
便利です！



③センターが利用希望に添うサポート会員を探します。

依頼を受けて頂いたサポート会員には、センターから利用会員の
連絡先、お子さんの事等必要な情報を伝えます。

※極力ご希望に添えるよう努めますが、状況により時間や保育場所などの
調整をさせていただく場合もあります。

*

④サポート会員が決まった事をセンターが利用会員へ連絡。その際
サポート会員の連絡先をお伝えします。

*

⑤利用会員がご挨拶も兼ねてサポート会員にお電話をして、保育に
必要な事柄(場所や時間の確認等)の打ち合わせをします。

*

⑥保育当日、お子さんを預ける際に保育に必要な事、前日のお子さんの
様子等、利用会員からサポート会員へ詳しく引き継ぎをお願いします。

※依頼の開始時間は引き継ぎの時間も考慮してお決めください。

*

⑦保育終了時、お預かり中のお子さんの様子をサポート会員が記載した
「援助活動報告書」の内容を確認、署名の上、保育料金と実費を直接
利用会員からサポート会員にお渡しください。

※基本的に事前の打ち合わせは行いませんが、慢性疾患、障がいをお
持ちのお子さんの場合、またはセンターが必要と判断した場合等
は行います。登録時にご相談ください。

※上記以外で、利用会員が事前打ち合わせを希望される場合は、事
前打ち合わせ代 1,000 円が発生します。ご了承ください。

●●● 病児の受け入れ基準、制限ついて ●●●

- ※病児・病後児のお預かりの場合は、事前の受診が必要です。
- 利用するにあたって、もっとも大切なことは利用会員からのお子さんの病状、
既往歴などの詳しい情報提供です。お子さんを安全にお預かりするために、また
サポート会員との信頼関係を大切にするためにもご協力をお願いいたします。
- センターでは利用会員からの情報と下記の基準を元に受け入れの判断をして
いきます。保育中はサポート会員とセンターが連絡を取り合い、状況によっては
利用会員にも相談しながらできる限りお預かりするよう努力してまいります。

- ※保育所等からの呼び出しなどがあつた際には、お子さんの状態により対応が
異なりますので、まずはセンターにお電話でご相談ください。

☆受け入れ可能な場合☆

- ・全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合



☆受け入れられるケースが多いが、
保護者からのより詳しい話を必要とする場合☆

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・ひどい下痢、嘔吐(ノロウイルス、ロタウイルスなど)
- ・けいれんをおこしたことがある場合

※受け入れ可能な子供に多い病気(参考)

- ・扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、
・尿路感染症、風疹(三日ばしか)、アデノウイルス感染症、中耳炎、りんご病、
・水ぼうそう、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病(水分が摂れている事)、溶連菌
(抗生剤のお薬が飲んでいる事)、突発性発疹(元気があって水分が摂れている事)等
☆以上は子どもに多くみられる病気、過去に依頼の多かった病気の一例を挙げ
たものです。上記にない病気でも、状態によってお預かりする事も有ります。

☆受け入れ要相談の場合☆

- ・喘息、R s ウィルス感染症、肺炎、クループなどの呼吸器疾患
※状態によってはお預かりできない場合もあります。

☆受け入れることができない場合☆

- ・全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- ・呼吸困難がある場合(ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くミルクが
飲めないなど)
- ・水分が摂れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満38℃以上、半年から1歳未満38.5℃以上、1歳以上
40℃以上の発熱



●●● 子供を預ける時に準備していただく物 ●●●

- ・お預かりに際してお子さんの保育に必要な物はすべて利用会員がご用意
ください。

★通常の預かりで準備していただくもの(例)

- ・着替え・紙おむつ・おしり拭き・汚れ物を入れる袋(スーパーの袋でもよい)
- ・おくみなやフランクetcお風纏の際にかけるもの
- ・バスタオル・おしほりタオル・ティッシュ 等
- ・食事・おやつ・飲み物 ※多めにご用意ください。
- ・哺乳瓶・食事前用エプロン等
- ・お気に入りの絵本やおもちゃなど(必要児童のみ)



★病気のお子さんの預かり時には(上記に加えて)

- ・体温計
- ・飲み物(発熱時には十分な水分補給が必要なので)は多めに、数種類
お願いします。
- ・受診した医院の診察券、保険証(写し可)、母子手帳、区市町村から支
給される医療証・医療券など(医療費助成券)受診が必要になった際に
必要となるものをご用意下さい。
- ・薬 ※必要児童のみ。受診した医療機関からもらった薬を、預かり時間
中に飲む分を1回分ずつ小分けにしてご用意ください。(市販薬不可。)
- ・発熱時に体を冷やすための氷、保冷剤等。

※緊急サポートの活動は利用会員、サポート会員が双方の合意のもと預かり
などを行う地域の助け合い活動です。
約束やマナーを守り、皆が気持ち良く活動を行えるようしていきましょう。

●●● 保険について ●●●

- ・万が一に備えNPO総合保険に加入しています。

- 賠償責任保険
- ・保育スタッフが利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時
の保険
- 傷害保険
- ・お子さんがケガなどをされた場合の保険

NPO総合保険(あいおい損保)

補償項目	保険金額	保険金額
賠償責任保険		
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中 2億円
	受託物・借用物	1事故 50万円(現金は10万円)
人格侵害	1名 50万円	
	1事故・保険期間中 100万円	
事故対応費用	1事故・保険期間中 500万円	
見舞い費用	死亡	1名 50万円
	後遺障害	程度に応じて 1.5~50万円
	入院	入院日数に応じて 2~10万円
	通院	通院日数に応じて 1~5万円
障害保険(児童用)		
死亡・後遺障害保険金額		300万円
入院保険金日額		3000円
手術保険金額		手術の種類に応じ入院保険金額 日額の10・20・40倍
通院保険金額		2000円

★必ずお読みください★

緊急サポートセンター埼玉 会則

名称)

第一条 当会は緊急サポートセンター埼玉（以下、「センター」という）

（所在地）

第二条 センターは、事務所を埼玉県川口市東川口 4-2-20-102 に置く。

（目的）

第三条 センターは、病気又は病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という。）の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等の援助を希望する者（以下「利用会員」という。）と、病児・病後児等の育児の援助を行いたい看護師、保育士、保健師等の有資格者等（以下「サポート会員」という。）を組織化し、相互の紹介（以下「緊急サポート」という。）を行い、会員同士が相互援助を行うことにより、地域における仕事と育児の両立が可能な環境の整備及び子育て支援環境の充実を図ることを目的とする。

（業務内容）

第四条 相互援助活動は会員制で行い、サポート会員と利用会員で構成する会員組織とする。

2 センターは次の業務を行う。

- （1）会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- （2）育児の相互援助活動の調整に関する業務
- （3）会員に対して緊急サポート活動に必要な知識を付与するための講習会の開催
- （4）医療機関等の関係機関との連携体制整備及び連絡調整に関する業務
- （5）業務に関する統計資料等の作成に関する業務
- （6）早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備に関する業務
- （7）その他センターの目的の達成に必要な業務

（業務日・時間）

第五条 センターが登録、依頼等の受付等の業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く日とする。

2 センターが登録、依頼等の受付等の業務を行う時間は午前7時～20時までとする。

3 但し、援助活動中の事故等緊急時の対応等については第五条1、2にかかわらず行うものとする。

（会員資格）

第六条 サポート会員は、援助活動に理解と熱意のある者で、センターの承認を得た者とする。

2 サポート会員は、入会に際しセンターが実施する講習会を受講しなければならない。

3 利用会員は、援助活動に理解を有し、原則として小学校6学年までの児童を有している者とする。

（入会）

第七条 センターに会員として入会しようとする者は、センターが定める所定の手続きに従い、サポート会員または利用会員としてセンターの承認を受けなければならない。

2 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

（会員資格の喪失、退会）

第八条 会員は次に該当する際、会員資格を喪失する。

- （1）センターに退会の届出を行った時
- （2）利用会員が小学校6学年までの児童を有さなくなった時。但しセンターが援助活動を必要と認めた場合はこの限りではない。

2 センターは次に該当する際、会員資格を喪失させることができる。

- （1）会員としてふさわしくない行為があったとセンターが認められた時
- （2）会員が会員の義務に違反したとき

3 会員は、会員資格を喪失し退会する時は、発行された会員証及び利用会員またはサポート会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

（会員の義務）

第九条 サポート会員及び利用会員は次の義務を負う

- （1）会員は、相互援助活動により知りえた会員またはその家族の個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。会員でなくなった後も同様である。
- （2）会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。
- （3）会員は入会后、住所、電話番号等に変更があった場合は、速やかにセンターに連絡する。

2 サポート会員は次の義務を負う

- （1）サポート会員は善良なる管理者の注意を持って、援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行わなければならない。
- （2）サポート会員は活動報告書を活動月の翌月速やかにセンターに提出しなければならない。
- （3）援助活動中は会員証を携帯し、利用会員その他から請求があればこれを提示する。

3 利用会員は次の義務を負う

- （1）利用会員は第十二条に規定する援助活動以外の活動を要求してはならない。
- （2）利用会員は援助活動終了後、援助活動報告書を確認し署名し、謝礼金及び実費をサポート会員に支払わなければならない。
- （3）援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備する。

（代表者）

第十条 センターは代表者1名をおく。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

（アドバイザー、サプリーダー）

第十一条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第四条に規定するセンターの業務に関する事務を行う。

3 アドバイザーは、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサプリーダーを選任し、業務の補助を行わせることができる。

（援助活動の内容）

第十二条 会員間で行う相互援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと下記に掲げる活動を実施する。

（1）児童の預かり（病児・病後児、宿泊を伴う預かりを含む。）ただし、病児・病後児にあっては、医療機関による入院治療の必要がない者に限る。

（2）児童が通園する保育園又は通学する小学校、病児・病後児施設等と自宅等との間の送迎

（3）その他児童の保育に係る緊急に必要な援助

（援助活動の対象）

第十三条 援助活動の対象は、利用会員が登録した原則として小学校6学年までの児童とする。但し、対象児童の身体等の状況等により援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

（預かり人数）

第十四条 サポート会員は複数の児童の預かりを行うことが出来る。但し、病児・病後児の預かりは児童1人までとする。

（援助活動の日時）

第十五条 援助活動は利用会員とサポート会員の間で合意があれば、1年を通じ、時間帯を問わず行うことができる。但し、病児・病後児については、病状悪化時の対応を踏まえ、かかりつけ医院やその他医院、病院の開院時刻を考慮した上で預かり時間についてサポート会員と利用会員が協議するものとする。

（援助活動の場所）

第十六条 児童を預かる場所は、原則サポート会員宅または利用会員宅とする。

但し、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合はこの限りではない。

（援助活動の報酬）

第十七条 利用会員は、援助活動終了後、援助活動に対する謝礼金及び実費をサポート会員に現金で支払わなければならない。

2 援助活動の謝礼金、交通費等の実費は別に定める。

（病児・病後児への援助活動）

第十八条 対象児童が特定の疾患や状態の際は、別に定める基準に従い援助活動を行わない。

2 病児・病後児は原則受診後に援助活動を行う。但し、急な発病等で事前の受診が出来ない場合利用会員は速やかに児童を引き取らなければならない。

3 サポート会員による与薬は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用会員は文書でサポート会員に依頼しなければならない。

（緊急時の対応）

第十九条 援助活動中、事故や病児・病後児の状態悪化等により対象児童を医院、病院等へ連れて行く必要がある場合は、原則利用会員の合意を得た上でサポート会員が受診する。但し、緊急を要する場合や利用会員へ連絡がつかない場合はサポート会員またはセンターの判断で受診することが出来る。

2 災害等で避難を要する際は原則、事前に確認している避難場所に避難する。

（援助活動の調整等）

第二十条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して申し込む。

2 センターは利用会員の利用希望内容に応じて対応可能なサポート会員の紹介・調整を行う。

3 サポート会員は、援助活動を実施したときは援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、利用会員の確認を受けなければならない。また援助活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出する。

（保険）

第二十一条 会員は賠償責任保険、傷害保険に一括して加入する。

2 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

（補足）

第二十二条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター代表者が定める。

（附則）

当会則は、平成30年11月15日から施行する。